

## 広島県東部地区における尾道東部漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年 2月13日

協定認定日 令和6年 3月18日

(協定変更認定日 令和 年 月 日)

### (目的)

第1条 本協定は、尾道東部漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標を達成するために具体的な取り組みを行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

### (本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類はそれぞれ次のとおりとする。

番号	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	広島県東部海域	マダイ	刺し網、釣り、はえなわ
(2)	広島県東部海域	ヒラメ	刺し網
(3)	広島県東部海域	マアナゴ	はえなわ
(4)	広島県東部海域	ガザミ	刺し網
(5)	広島県尾道市地先海面	アサリ	採貝
(6)	広島県東部海域	マダコ	釣り

### (資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

番号	資源管理の目標又は方向性
(1)	広島県資源管理方針別紙3-3に定める資源管理の方向性
(2)	広島県資源管理方針別紙3-4に定める資源管理の方向性
(3)	広島県資源管理方針別紙3-8に定める資源管理の方向性
(4)	広島県資源管理方針別紙3-9に定める資源管理の方向性
(5)	広島県資源管理方針別紙3-10に定める資源管理の方向性
(6)	広島県資源管理方針別紙3-14に定める資源管理の方向性

### (資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、第2条の表中の番号ごと

に、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

番号	取組内容	取組期間
(1)	定期休漁（週1日休漁）：刺し網、釣り、はえなわ 種苗放流	1/1～12/31
(2)	定期休漁（週1日休漁） 種苗放流	1/1～12/31
(3)	定期休漁（週1日休漁）	1/1～12/31
(4)	定期休漁（週1日休漁） 種苗放流	1/1～12/31
(5)	定期休漁（小潮休漁） 種苗放流	1/1～12/31
(6)	定期休漁（週1日休漁）	1/1～12/31

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実行を担保するため、年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、広島県資源管理協議会（以下、「協議会」という。）において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組につき第2条の表中の番号ごとに、それぞれ次表に掲げた証拠書類等をもとに確認することとする。

番号	履行確認における証拠書類等
(1)～(6)	漁協で作成保管する各漁業者別操業記録簿 操業日誌等
(1)、(2)、(4)、(5)	放流に要した経費を負担した証拠書類等

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下、「法」という。）第30条第1項（特定水産資源）、第58条で読み替えて準用する第52条第1項（許可漁業）及び第90条第1項（漁業権漁業）の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。

- 2 参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するた

め、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び広島県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他科学的知見に基づき、協議会において行うこととする、

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容については、協議会において調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び広島県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書（別紙様式1）により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称等に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書（別紙様式2）により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書（別紙様式3）により当該協定からの脱退を申し出るものとする、この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 4 協定代表者は、前3項又はその他の事由により別紙参加者名簿に変更があった場合は、速やかに広島県知事に届け出ることとする。

(協定の変更又は廃止)

第10条 本協定の変更又は廃止は、参加者の総意により行う。

- 2 本協定を変更した場合は、締結時と同様に広島県知事の認定を受けるものとする。

3 本協定を廃止した場合は、広島県知事及び協議会に届け出るものとする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき広島県知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(協定の有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から 5 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）とする。

(その他)

第 13 条 本協定の定めない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則 本協定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙参加者名簿のとおり。